

## 川崎市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書に規定する排水設備設置義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 免除 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、法第10条第1項ただし書の規定に基づき排水設備の設置義務を免除し、下水を公共下水道（法第2条第6号に規定する終末処理場を設置しているものに限る。以下同じ。）以外に排出させることをいう。
- (2) 免除下水 前号の規定による免除を受け公共下水道以外に排出される下水をいう。
- (3) 排出施設 免除下水を公共下水道以外に排出させるために必要な設備等をいう。
- (4) 排水設備等 法第10条第1項に規定する排水設備、法第12条第1項に規定する除害施設等下水を公共下水道に排除させるために必要な設備をいう。

(免除の申請)

第3条 免除を受けようとする者は、排水設備設置義務免除申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 排出施設所在地の平面図
- (2) 排出施設に係る図面

(3) 排水設備等に係る図面

(4) 免除を受け排出しようとする下水の水質試験成績書（第2号様式）

(5) その他管理者が必要と認めた書類

（免除の要件）

第4条 管理者は、次の各号に掲げる場合に免除をすることができる。

(1) 免除を受け排出しようとする下水が、排水処理（次号に規定する基準に適合させるための処理。他の良質水による希釈を含む。）を要しないものであること。

(2) 免除を受け排出しようとする下水の水質が、当該処理区域の終末処理場からの放流水と同等以上であること。

(3) 免除を受け排出しようとする下水の排出が、本市下水道整備事業等に支障となるおそれがないこと。

(4) 排出施設と排水設備等が完全に分離した排水系統であり、かつ、その系統が容易に確認できること。

(5) 免除を受け排出しようとする下水の量が測定できること。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは免除することができる。

（免除の条件）

第5条 前条の免除には、免除下水の管理及び水質維持のために必要な条件を付し、又は免除に付した条件を変更することができる。

（免除の期間）

第6条 免除の期間は、免除をした日から起算して1年を超えない期間とする。

（免除の継続）

第7条 免除を受けた者は、当該免除と同一の内容により引き続き免除を受け

ようとするときは、免除期間満了の日前30日までに排水設備設置義務免除継続申請書（第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第3条第4号及び第5号に掲げる書類を添付しなければならない。

（免除に関する事項の変更）

第8条 免除を受けた者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日前30日までに排水設備設置義務免除事項変更申請書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

- （1）免除下水の種類
- （2）免除下水の排出先
- （3）免除下水の排出水量

2 前項の申請書には第3条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類を添付しなければならない。

（通知）

第9条 管理者は、第3条の規定による免除、第7条の規定による免除の継続若しくは前条の規定による免除に関する事項の変更の申請を承認したとき又は不承認としたときは、排水設備設置義務（免除・免除継続・免除事項変更）承認・不承認通知書（第5号様式）によりこれらの規定による申請をした者に通知しなければならない。

（氏名等の変更）

第10条 免除を受けた者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に氏名変更等届出書（第6号様式）を管理者に提出しなければならない。

- （1）氏名若しくは住所又は法人にあっては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地若しくは排出施設の所在する事業場の所在地

(2) 排出施設の所在地

2 前項第2号に掲げる事項の届出にあつては、第3条第1号に掲げる書類を添付しなければならない。

(排出施設の休止又は廃止)

第11条 免除を受けた者は、免除の期間内に排出施設の使用を休止し、又は廃止したときは、休止し、又は廃止した日から30日以内に排水施設使用（休止・廃止）届出書（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定により排出施設の使用廃止の届出をした者が再び当該排出施設を使用するときは、第3条の規定に基づく申請をしなければならない。

(地位の承継)

第12条 免除を受けた者から当該免除に係る事業場、事務所等を譲り受け、又は借り受け、引き続き使用する者は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

2 免除を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により免除を受けた者の地位を承継した者は、直ちに承継届出書（第8号様式）を管理者に提出しなければならない。

(水質試験等)

第13条 第3条第4号に規定する水質試験は、次の各号によるものとする。

(1) 水質試験の方法は、昭和49年環境庁告示第64号（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）その他管理者が認める検定方法によるものとする。

(2) 水質試験の項目は、管理者が必要と認めたものとする。

(3) 水質の分析機関は、計量法（平成4年法律第51号）第107条第2号

に規定する計量証明の事業の登録を受けた事業場及びダイオキシン類については、同法第121条の2の規定に基づく認定を受けた事業場又は国若しくは地方公共団体の水質の分析を行うことができる機関とする。

(4) 水質試験に供する試料の採取場所は、免除を受け排出しようとする下水又は免除下水の排水口とする。

(免除の取消し等)

第14条 管理者は、免除を受けた者が、次の各号に該当するときは、法第38条の規定に基づき、免除を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請、届出又は報告等の不正な手段により免除を受けたとき。

(2) 第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(関係機関との調整)

第15条 管理者は、免除の事務の執行に当たっては、関係機関と密接な調整を図るものとする。

(事務の所管)

第16条 免除に関する事務は、上下水道局下水道部下水道水質課において行う。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

## 排水設備設置義務免除申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所

氏名

〔 法人にあつては  
名称及び代表者  
の氏名 〕

下水道法第10条第1項ただし書の規定により、排水設備設置義務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

排出事業場の名称		用水の種類	1 水道水 2 工業用水道水 3 井戸水 4 その他
排出施設の所在地		取水量 排水量	m <sup>3</sup> /日 m <sup>3</sup> /日
免除を受けようとする下水の種類		排出施設工事	着工予定日 年 月 日 完工予定日 年 月 日
予定排出先		排出施設管理責任者	所属 氏名 電話番号
備考	添付書類 1 排出施設所在地の平面図 2 排出施設に係る図面 3 排水設備等に係る図面 4 水質試験成績書		

第2号様式

## 水質試験成績書

事業場の名称		採取場所			
採取年月日	年 月 日	採取者氏名			
採取時刻	時 分	採取時の天候	晴 曇 雨 ( )		
分析期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
項 目	分析結果	単位	項 目	分析結果	単位
水質分析機関	住 所				
	氏 名				
	代表者	電話番号 — —			

注 水質試験の成績は、申請の日前30日以内に実施したものに限る。

第3号様式

## 排水設備設置義務免除継続申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所

氏名

〔 法人にあつては  
名称及び代表者  
の氏名 〕

下水道法第10条第1項ただし書の規定による排水設備設置義務の免除を継続して受けたいので、次のとおり申請します。

排出事業場の名称		用水の種類 及び 使用量	m <sup>3</sup> /日
排出施設の所在地	川崎市 区		合計
排出水量	m <sup>3</sup> /日	排出先	
免除下水の種類*		既承認番号 及び年月日 *	指令 第 号 年 月 日
備考	1 添付書類：水質試験成績書（第2号様式） 2 排出施設管理責任者名 電話 — 3 *の欄は、記入しないで下さい。		

第4号様式

## 排水設備設置義務免除事項変更申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所

氏名

〔 法人にあつては  
名称及び代表者  
の氏名 〕

年 月 日付け 指令 第 号により承認を受けた排水設備設置義務の免除について、その関係事項を変更したいので、次のとおり申請します。

変更予定事項 内容	免除下水の種類	免除下水の排出先	免除下水の 排出水量
変更前			m <sup>3</sup> /日
変更後			m <sup>3</sup> /日
変更年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変更理由			
備考	添付書類 1 排出施設所在地の平面図 2 排出施設に係る図面 3 排水設備等に係る図面		

第5号様式

排水設備設置義務（免除・免除継続・免除事項変更）承認・不承認通知書

指令 第 号  
年 月 日

様

川崎市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった標記の件については、次のとおり決定したので通知します。

承 認	不 承 認
排出施設の所在地 川崎市 区	理 由
免除下水の種類	
排 出 先	
免 除 期 間 年 月 日まで	
免除下水の量 $m^3$ / 日	
条 件 別紙のとおり	
<p>〈教示〉この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求め る訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に ついての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川 崎市上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）提起することができます。</p>	

第6号様式

## 氏名変更等届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所

氏名

〔 法人にあつては  
名称及び代表者  
の氏名 〕

年 月 日付け 指令 第 号により承認を受けた  
排水設備設置義務の免除に関する事項について、次のとおり変更したので届け  
出ます。

変更事項 内容	氏 名	住 所	排出施設の所在地
変 更 前			
変 更 後			
変更年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変 更 理 由			

注：法人の氏名の変更については、名称及び代表者の氏名を、住所の変更については、  
主たる事務所の所在地又は排出施設の所在する事業場の所在地を記入すること。

第7号様式

## 排出施設使用（休止・廃止）届出書

年 月 日

（あて先） 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所

氏名

〔 法人にあつては  
名称及び代表者  
の氏名 〕

年 月 日付け 指令 第 号により承認を受けた  
排水設備設置義務の免除に係る排出施設を次のとおり（休止・廃止）したので  
届け出ます。

	休 止	廃 止
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から
理 由		
備 考		

第8号様式

## 承継届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所

氏名

〔 法人にあっては  
名称及び代表者  
の氏名 〕

年 月 日付け 指令 第 号による排水設備設置義務の免除を受けた者の地位を承継したので次のとおり届け出ます。

排出事業場の名称		承継の年月日	年 月 日
排出施設の所在地	川崎市 区	被承継者	住所
免除下水の種類		氏名又は名称	
免除期間	年 月 日まで	承継の原因	
免除下水量	m <sup>3</sup> /日		
備考			